

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 43 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 43 年 6 月まで

私は、20 歳になった時に A 市役所で、国民健康保険と同時に国民年金の加入手続をした。私の夫の国民年金保険料と一緒に納付したのに、申立期間について、その夫は納付済みで私だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金加入の契機となった国民健康保険については、申立人の主張するとおり、昭和 42 年 8 月 25 日に加入手続が行われていることが確認できる。一方、社会保険庁の記録において、国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、45 年 4 月とされているが、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは、長男が生まれる少し前に国民健康保険の加入手続を行った 42 年 8 月であり、次男出生前の 45 年 4 月に国民年金の加入手続を行った可能性は無いことを一貫して主張しており、その内容は具体的で、申立内容全体を通じて申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、自身の国民年金保険料をまとめて支払ったことは一切無いと述べており、その友人が「申立期間当時は、お互い生活に余裕が無く、2 年余りの国民年金保険料をまとめて支払う余裕は無かったと思うし、国民年金保険料をまとめて支払ったとの話も聞いていない」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、申立期間のうち、41 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 1 月ごろ大病にかかり、国民健康保険の加入手続をした。その際、A 市役所の担当者から国民年金に加入していないことを指摘され、2 年間さかのぼって納付が必要との説明を受け、保険料は分割して納付した。また、生活保護の手続もした。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金加入の契機となった国民健康保険については、申立人の主張するとおり、昭和 41 年 1 月 17 日に加入手続が行われていることが確認できる。一方、社会保険庁の記録において、国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 43 年 3 月とされているが、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは、大病にかかり A 市役所で国民健康保険の加入手続をした時で、43 年 3 月に国民年金の加入手続を行った可能性は無いことを一貫して主張している。

さらに、申立人及びその妻は、A 市役所で加入手続を行った時の同市役所職員とのやりとりを具体的に記憶しており、申立内容全体を通じて申立人の主張は基本的に信用できる。

2 申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年度は生活保護を受給していたため、国民年金保険料を納付していないと述べており、A 市役所で、昭和 41 年 4 月から同年 10 月までの期間、生活保護を受給していたことが確認できたこ

とから、同期間については法定免除に該当していたと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、申立期間のうち、41 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 452

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年7月まで

私は私の母親から国民年金の加入を勧められ、A町に居住している時、同町役場へ国民年金の任意加入の届出をした。当時の保険料は1か月400円ぐらいと記憶しているが、加入時はA町の職員が集金に来た。しかし、その後私の夫と相談し4か月後に資格喪失の届出をした。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人は申立期間について、初めての保険料納付で、その母親から国民年金の加入を勧められ、A町役場で手続を行ったことを鮮明に記憶している上、被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は申立期間について任意加入の手続を行ったことが確認できる。

さらに、申立期間当時A町役場では、徴収職員による自宅訪問が行われていたことが確認できる上、申立人の国民年金の加入を勧めた申立人の母親は、昭和36年4月の国民年金創設時から60歳到達時まで国民年金保険料を納付していることから、その母親は国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられる。

加えて、国民年金に任意加入した場合、加入月から納付するのが一般的であり、納付意思があるにもかかわらず、あえて加入当初の4か月を未納とする理由も見当たらない上、申立人が記憶している国民年金保険料額も当時の保険料額とおおむね一致している。

これらのことから、申立人の主張は信憑^{びよう}性が高いと考えられ、その内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から同年6月まで

以前から国民年金の加入を望む妻の希望もあり、昭和44年8月に国民年金の加入手続に行き、その後、さかのぼって保険料を納付した。納付当時、時効により保険料が納付できない旨の説明もされず、還付も受けていないので納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿には、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を44年10月31日に一括納付した記録が見られ、この国民年金保険料について還付された事実は認められないことから、申立人が時効により納付できない期間である当該期間の国民年金保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間は4か月と短期間である上、申立人が所持する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿に資格取得日が昭和42年3月1日となっていることから、44年10月31日に国民年金保険料を一括納付した際に申立人が、あえて42年3月分の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、国民年金保険料を一括納付した昭和44年10月31日は、特例納付の実施期間中ではなく、時効により国民年金保険料を納付できないことを理由として、国民年金保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月

妻が、私の国民年金の加入手続を行い、妻の保険料と一緒に銀行で納付していたはずである。妻は納付済みとなっているのに、私だけ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立期間の前後において、申立人の住所や生活状況に変更は無く、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は納付済みであることを踏まえると、申立期間の1か月のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の妻は任意加入している上、申立人の国民年金と厚生年金保険の切替えも適正に行われていることから、申立人の妻の国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 46 年 5 月に結婚し、A 市から B 市へ転居した。亡き母親から「国民年金は将来きっと役に立ついい制度だから保険料を支払っておいた。これからも続けるように」と言われ、60 歳まで保険料を納付してきた。昭和 47 年度だけ未納のままにしておくはずがない。督促状が届き、保険料を納付した覚えがある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 44 年 4 月に国民年金に加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、B 市に転入後の昭和 48 年 7 月 23 日に被保険者名簿が作成され、このころに国民年金の住所変更手続きがされたと推認される上、資格記録には「昭和 44 年 4 月 1 日取得 強制」と記載されており、過年度納付が可能であったことから、督促状が届き、保険料を納付した覚えがあるという申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人は任意加入期間及び付加保険料納付期間も見受けられるなど、申立人の国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 456

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 43 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和 45 年 9 月 16 日に納付しており、領収書も所持している。ところが、納付記録の照会についての回答で、申立期間は時効により納付できる期間を過ぎているため保険料を納付したものとはできないとして、保険料の還付請求をするよう通知してきた。時効により納付できない期間の保険料を一括納付させたという瑕疵^{かし}があるのに、このような扱いを受けるのは到底受け入れることができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を一括納付した昭和 45 年 9 月 16 日付けの領収書がある。この領収日の時点で、申立期間の国民年金保険料は本来、時効であり、その当時実施されていた特例納付により、納付することは可能であったが、領収書に記載されている保険料額は特例納付した場合の保険料額とは相違する。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 10 月に払い出されており、36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付できない期間であるが、社会保険庁の記録では過年度納付の記録である上、申立人が所持する当該期間の領収書の保険料額も特例納付した場合の保険料額でないが、実際に納付済期間とされている。

申立期間の国民年金保険料については、還付された事実は認められないことから、申立期間の国民年金保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、時効により国民年金保険料を納付できないことを理由として、国民年金保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 36 年 8 月 11 日まで
② 昭和 36 年 8 月 13 日から 38 年 3 月 2 日まで

昭和 38 年 3 月 15 日に結婚する前に脱退手当金を請求したが、夫に請求をとりやめるように言われて、すぐに社会保険事務所へ電話したところ、厚生年金保険被保険者証を送付するように説明があったので郵送した。後日、社会保険事務所から「脱」の印の上に「×」印を書き、印を押した厚生年金保険被保険者証が戻されてきた。このことにより脱退手当金を受給していない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には「脱」の表示の上に「×」印が書かれ、さらに公印が押印されていることが確認でき、それらの表示について、社会保険事務局は「×印の意味は不明」と回答しており、当時の事務処理とは異なった取扱いがされている。

また、申立人が主張する「脱退手当金は請求したがすぐにとりやめた」とする申立内容から、厚生年金保険被保険者証の当該表示は、申立人の請求行為が取り消されたことによるものと推認できる。

さらに、支給されたとする脱退手当金の額は法定支給額と 130 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月8日から同年4月1日まで

昭和40年3月にA社D工場に入社、41年9月に同社C工場に転勤した。その後E社（現在は、B社）F工場の立上げでG市に転居し、事業開始の準備をしていた。給与等はA社C工場から支給されていたと記憶している。申立期間について雇用契約は中断しておらず、厚生年金保険の加入期間であることは間違いない。空白期間は事務ミスと考えている。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は昭和46年8月21日までA社C工場及びE社F工場に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と両事業所間を一緒に異動した上司、同僚の厚生年金保険の記録は、いずれも昭和42年4月1日にA社C工場を資格喪失し、同日にE社F工場で資格取得しており、その上司は「申立人は他の社員と同じ扱いで、正社員として一緒にG市に赴任した」としている上、B社本社の人事担当者からも「厚生年金保険を切る必要が無かったのではないかと。事務ミスの可能性がある」との回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、A社C工場において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 41 年 12 月の社会保険事務所の記録から、4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岐阜国民年金 事案 457

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月まで

昭和 55 年 9 月に再び国民年金に任意加入した。昭和 58 年度の保険料は前納し領収書も所持している。資格喪失の手続をした記憶も無く、申立期間について、保険料の還付を受けた記憶も無い。申立期間が還付済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所における申立期間当時の国民年金保険料還付整理簿には、申立期間に係る還付決定期間、還付事由、還付決定金額及び還付調査決定年月日が確認できる上、国民年金被保険者台帳においても、申立期間に係る還付決定期間、還付決定金額及び還付支払年月日が確認できる。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、還付の事由となった資格喪失手続を昭和 58 年 6 月 24 日に行っていることが確認でき、社会保険庁が管理する国民年金保険料還付整理簿と支払金額及び支払年月日が符合し、行政機関の還付記録に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人は、申立期間当時A市役所（本所）まで資格喪失の手続に行く交通手段が無かったため、その手続を行っていないと述べているが、その当時申立人が居住していた住所地には同市役所の支所が存在し、その支所では国民年金に関する諸届（資格の取得届及び喪失届）が可能であることから、支所で十分に届出が行えたことが推認できる。

そのほかに、申立人へ申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで
昭和36年3月までは会社に勤めていたが、同年4月から自営となり、自宅で妻と仕事をしていた。36年4月から、妻が二人分の国民年金保険料を3か月に一度集金に来た女性に手渡した記憶がある。妻が納付済みとなっているのに、私の申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立人と一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の妻は、昭和36年2月ごろに国民年金に任意加入しており、その時点で申立人は厚生年金保険に加入中であり、国民年金に加入できない期間である上、昭和42年度については、夫婦二人の保険料納付日が異なることから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年12月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言等も得られないことから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から50年5月まで

私は昭和48年10月当時、A市のアパートで一緒に居住していた知人が国民年金に加入したと聞き、すぐにA市役所のB支所で加入手続をした。国民年金保険料はアパート近くのC郵便局へ行き納付した記憶がある。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和48年10月に、当時居住していたA市のアパートで一緒に居住していた知人が国民年金に加入したと聞き、すぐにA市役所のB支所で加入手続をし、国民年金保険料は近所の郵便局で納付したとの主張であるが、社会保険庁の記録及び申立人が所持する国民年金手帳において、50年6月に任意加入したことが確認できることから、申立人は、この時期に国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然である。

また、申立期間は未加入期間であり、任意加入対象期間であることから、制度上、加入手続をした時点からさかのぼって国民年金に加入することはできず、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が、申立期間において、国民年金に加入する手続を行い、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

加えて、申立人は申立期間中転居しているが、転居先での保険料納付についても記憶が曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 460

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、自分で国民年金に加入手続した後に A 市役所で納付書によりさかのぼって納付した記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 11 月に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は、特例納付によるほかは時効により国民年金保険料が納付できない期間である上、申立人は申立期間直後の 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料を 44 年 2 月に過年度納付したことを示す領収書を所持しているほか、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付したのは一回のみであると述べていることから、申立期間については納付が無かったものと考えられる。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付時期や納付金額等、納付についての記憶が曖昧である上、関係人から申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言等を得ることもできなかった。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 6 月まで

昭和 49 年ごろ、市の年金担当者らしき人が自営の店に来て「今なら 20 歳にさかのぼれる」と説明を受けた。私の母親がその場で年金加入手続きをし、保険料の納付をしたはずである。申立期間が未納期間であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和 49 年ごろに国民年金の加入手続きを行ったとしているが、国民年金手帳記号番号は 51 年 9 月ごろ、その妹と連番で払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は「市の年金担当者らしき人から 20 歳にさかのぼれると説明を受け、母親がその場で国民年金の加入手続きをし、保険料を一括納付した」と主張しているが、申立人が居住していた A 市において、国民年金の加入手続きと同時に特例納付及び過年度納付の収納事務を自宅では行っていないことが確認できたことから申立内容と異なる。

さらに、申立人の国民年金加入手続き及び保険料納付をしたというその母親の記憶も曖昧で、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、^{あいまい}確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から50年10月まで

昭和40年5月に結婚して、しばらくして、国民年金に加入したはずである。私の義父の家計簿に、年金に関する記載があるが、申立期間当時、同居していた夫の祖母、父母は明治生まれで国民年金に加入しておらず、夫も共済組合に加入していたため、この記載されている年金は私しか該当しない。申立期間が未加入で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫から聴取しても、加入手続、納付方法等についての記憶が曖昧である上、その義父は既に亡くなっていることから家計簿の記載内容について確認ができない。

また、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「義父の家計簿に、(昭和40年9月18日 年金150、同年10月21日 年金その他450、同年11月13日 年金町会費450、41年3月9日 年金450)の記載があるため、自身の国民年金保険料を納付していた。また、申立期間当時、同居していた夫の祖母及び父母は明治生まれのため、国民年金に加入していなかった」と述べているが、40年9月時点で申立人は35歳未満であったため、保険料額が100円であり、家計簿記載額と異なっている。加えて、申立人の義父は、国民年金に任意加入していることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、国民年金加入期間すべての保険料が納付されていることが確認できることから、家計簿に記載されている保険料は申立人の義父のものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 463

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月

昭和 51 年 12 月 30 日に会社を退職後、52 年 1 月 5 日より別の会社に入社した。52 年 1 月に A 市役所の支所へ県市民税（異動）変更届を提出に行った際、窓口担当者から申立期間の国民年金保険料と国民健康保険料が未納のため支払ってほしいと言われ、その場で国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に支払った。未加入、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、社会保険庁及び A 市の記録においても、申立人が国民年金被保険者資格を取得した記録が見付からない上、申立人は国民年金の加入手続をした記憶も国民年金手帳を受け取った記憶も無いことから、申立人が国民年金に加入した事実は確認できない。

また、申立人は、昭和 52 年 1 月に A 市役所の支所で申立期間の国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に納付したと主張しているが、A 市役所の支所では、申立期間当時、国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料は納付できない上、国民年金保険料の徴収業務は行っていないなど、申立人の主張に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年11月1日まで

A社に勤務した期間について脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けたが、離職当時脱退手当金という制度も知らなかった自分が脱退手当金を請求するはずもなく、また受給した記憶も無いので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（社会保険庁保存の旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当時の同僚からは申立人の意思に反した請求であることを疑わせるような具体的証言を得ることができず、さらに、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 190

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月31日から同年9月1日まで
昭和60年8月に友人のA氏にB社の立直しを頼まれ入社した。同社は厚生年金保険は未加入だったが、2名で同年11月から加入した。同社を平成元年8月31日に退職するまで保険料を引かれていたので厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人は役員兼務の事務長である総務担当責任者であり、ほかにはパートの補助事務員がいるのみであり、厚生年金保険に関する主たる業務は申立人が従事しており、申立人の給料からの保険料控除、社会保険庁への保険料納付及び厚生年金保険被保険者資格喪失の届出関係業務についても職務上、申立人の関与を無くして手続処理がなされたことは考え難い。

さらに、申立人は申立ての概要書に自筆で「平成元年8月にC社へ好条件で入社」と記載している上、この時期にはC社の業務にかかわっていたため、「B社に年金を切らないように頼み、同社の最後の給料はその年金の保険料に充当するように頼んだため受け取ってない」と供述しており、給料から厚生年金保険料を引かれていたという申立内容とは矛盾している。

加えて、B社の事業主は「厚生年金保険の資格喪失手続を行ったのは申立人です」と回答しており、申立人の資格喪失届への関与が推認できる。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から23年4月まで

終戦直後の昭和20年9月1日から、父親が懇意にしていた関係でA社の管理下にあったB社に入社し、その後同じ管理下のC社及びD社においても働き、危険な作業環境の中で歩合給制の給料にて23年4月ごろまで勤めた。この期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無いので、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等関連資料は無い。

また、申立人が勤務していたB社、C社及びD社の3つの事業所共に、厚生年金保険の適用事業所としての記録はあるものの、申立期間中は適用事業所になっておらず、一方、申立人が管理事業所であると述べているA社も適用事業所としての記録が無く、各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立人の記録は確認できなかった。

さらに、申立人は、入社して2年ほど経過しても健康保険証を事業主よりもらわなかったと述べており、健康保険が厚生年金保険と一体になっている制度であることを踏まえると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月30日から同年7月1日まで
昭和37年4月11日から39年9月23日まで、A社（B社に社名変更後、平成15年3月31日解散。）を退職していないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、申立人が勤務していたと主張しているA社の清算人は「C社の子会社の従業員は、D健康保険組合に加入するので、当然、申立人が、C社の子会社であるA社の正規職員であったなら、同健康保険組合に加入するとともに、常識的には厚生年金保険にも加入することになる」と回答しており、D健康保険組合が管理する被保険者名簿に、申立期間における申立人の記録が無く、整理番号は連番となっており欠番は見られないことから、同社は申立人の厚生年金保険被保険者資格を、昭和37年7月1日に再取得し、正規職員として、同月13日に同健康保険組合加入手続を行ったと推認できる。

さらに、申立人と同様に昭和37年4月11日に厚生年金保険被保険者資格を新規に取得した同僚全員は、同月30日に喪失し、同年6月15日に再取得、同月27日に初めてD健康保険組合の被保険者となっている。関係者の陳述から、A社開業に当たり、新規採用者の厚生年金保険被保険者資格取得時期について準備が十分でなかったことが推察される。

加えて、A社は既に解散し、申立期間当時の事情を詳しく知る者は他界しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。